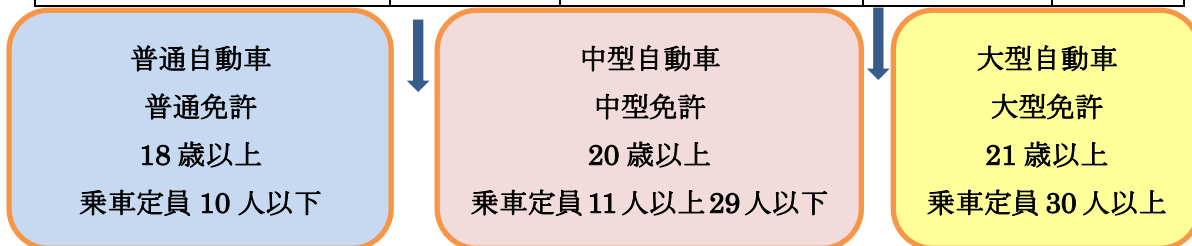


平成 29 年 3 月 12 日から

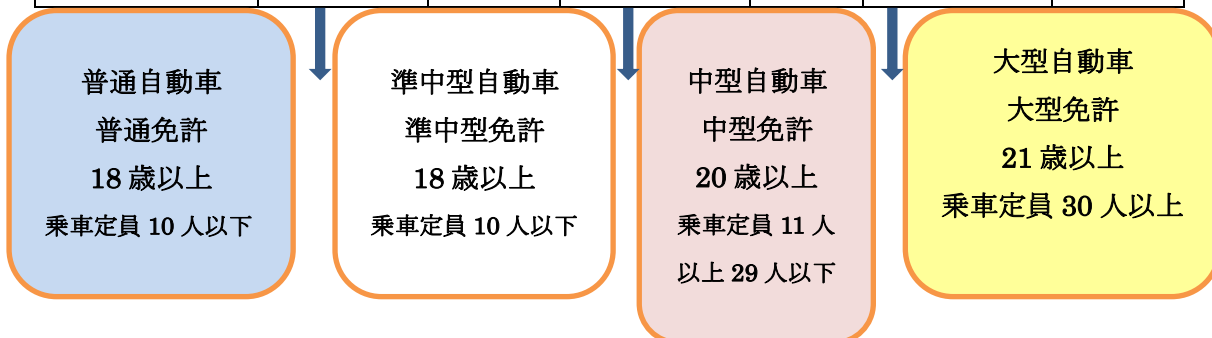
改正前

車両総重量	5 t 未満		11 t 未満	
最大積載量	3 t 未満		6.5 t 未満	



改正後

車両総重量	3.5 t 未満		7.5 t 未満		11 t 未満	
最大積載量	2 t 未満		4.5 t 未満		6.5 t 未満	



平成 29 年 3 月 12 日より前に普通免許を取得している方の運転免許は次のようになります。

普通免許 → 準中型免許「準中型車は 5 t 未満に限る」  
運転できる車の大きさは変わりません  
「車両総重量 5 t 未満 最大積載量 3 トン未満 乗車 10 人以下」

この方が  
準中型車を運転したい準中型免許を取得したい

4 時限（技能教習時限数）  
限定解除の審査に合格 → 準中型免許取得  
総重量 7.5 t 未満 最大積載量 4.5 t 以下の準中型車を運転できます。

この方が  
中型車を運転したい中型免許を取得したい

11 時限（技能教習時限数）  
1 時限（学科教習時限数） 中型免許合格 → 中型免許取得  
総重量 11 t 未満 最大積載量 6.5 t 未満 乗車定員 29 人以下の中型車が運転できます。

平成 29 年 3 月 12 日以降 初めて免許を取得する場合

普通車、準中型車の順に取得する場合

普通免許	→	準中型免許
34 時限（技能教習時限数）		13 時限（技能教習時限数）
26 時限（学科教習時限数）		1 時限（学科教習時限数）

準中型免許は 18 歳以上で普通免許なしで取得可能

準中型免許  
41 時限（技能教習時限数）  
27 時限（学科教習時限数）